

○みやき町信用保証料補給費補助金交付要綱

令和7年10月31日告示第97号

みやき町信用保証料補給費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、みやき町ふるさと寄附金返礼品取扱事業者等が、みやき町のふるさと寄附金制度からの指定除外に伴う売上金額の減少による事業資金不足等を補うことを目的に、本要綱の対象資金の貸付けを受ける当該事業者等の早期の事業安定及び事業継続を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、みやき町補助金等交付規則（平成17年みやき町規則第31号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象資金、対象者、対象信用保証料及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象資金、対象者、対象信用保証料及び補助率は、次の表のとおりとする。

対象資金	対象者	対象信用保証料	補助率
佐賀県中小企業事業資金貸付金制度のうち経営安定化貸付（経営改善資金）であって、みやき町事業安定・継続資金利子補給金交付要綱（令和7年みやき町告示第98号。）第2条に定める対象者が貸付けを受けるもの	佐賀県信用保証協会（以下「保証協会」という。）	対象資金に係る信用保証料	対象信用保証料の10分の10
佐賀県中小企業事業資金貸付金制度のうち経営安定化貸付（セーフティネット資金）であって、みやき町事業安定・継続資金利子補給金交付要綱第2条に定める対象者が貸付けを受けるもの	対象資金の融資に伴い、保証協会に対して信用保証料を支払った事業者（以下「事業者」という。）	保証協会に対して一括払いをした対象資金に係る信用保証料	

2 前項の対象信用保証料には、次の各号に掲げる信用保証料は含まないものとする。

- (1) 借入期間の変更等、条件変更による信用保証料
 - (2) 事業者選択型経営者保証非提供制度による信用保証料上乘せ。
 - (3) 国又は地方公共団体等から直接助成を受けた又は受けることとなる信用保証料
- (交付申請及び実績報告)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書及び規則第12条に規定する実績報告書の様式及び提出期限は次の表のとおりとする。

申請者	補助金交付申請書及び実績報告書の様式	提出期限
保証協会	様式第1号	1月末日

事業者	様式第2号	原則として、上期分（1月1日から6月30日までの期間をいう。）にあつては、その年の7月31日までとし、下期分（7月1日から12月31日までの期間をいう。）にあつては、翌年の1月31日まで
-----	-------	---

（交付決定及び額の確定）

第4条 町長は、前条の補助金交付申請書及び実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査して、適当と認める場合には、補助金の交付決定及び額の確定を行い、みやき町信用保証料補給費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第5条 規則第5条第2項の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 規則及びこの要綱に従うこと。
- （2） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管すること。

（交付決定の取消し等）

第6条 町長は、対象事業者がみやき町事業安定・継続資金利子補給金交付要綱第2条第2項又は第3項の規定に該当することが判明したとき、又は町長の対象者認定の取消しを受けたときは、額の確定の有無にかかわらず交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（請求）

第7条 保証協会又は対象事業者は、第4条の交付決定及び額の確定があつたときは、みやき町信用保証料補給費補助金交付請求書（様式第4号）（以下「交付請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

（支払）

第8条 町長は、前条の交付請求書の提出があつたときは、その内容を審査して、適当と認める場合には、補助金を保証協会又は対象事業者に支払うものとする。

（補助金の返還）

第9条 対象事業者は、対象資金の繰上償還をしたこと等によって保証協会から対象資金に係る信用保証料の返戻を受けたときは、みやき町信用保証料補給費補助金返還報告書（様式第5号）（以下「返還報告書」という。）により速やかに町長へ報告しなければならない。

2 町長は、前項の返還報告書の提出があつたときは、その内容を審査して、対象事業者が保証協会から返戻を受けた額のうち、補助金に相当する額の返還が生じる場合には、みやき町信用保証料補給費補助金返還通知書（様式第6号）により対象事業者にその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。